

# 平成31年度動物愛護管理研修実施要綱

環境省環境調査研修所

## 1. 目的

ペットを巡っては、不適切飼養等が原因で保健所等に引き取られる犬・猫の頭数が依然高水準であることや動物による咬傷事故、ペットショップにおける購入トラブル、糞尿や鳴き声による苦情等の問題が多く発生している。

このような背景から、本研修は、国及び地方公共団体等において動物愛護管理に関する業務を担当している職員が、動物愛護管理を巡る課題と基本的な考え方、ペット問題に関する様々な取組等業務実施に必要な専門的知識を習得するとともに、全員合宿による研修生間の交流を通じて相互啓発及びネットワーク形成を図ることを目的として実施する。

## 2. 期間及び会場

(1) 期間：平成31年6月25日（火）から6月28日（金）まで（4日間）  
※期間中は受講者全員合宿制となります。

(2) 会場：環境調査研修所 〒359-0042 埼玉県所沢市並木3-3  
TEL04-2994-9766 FAX04-2994-9306

## 3. 教科内容

次頁のとおりとする。

## 4. 研修予定人員

100名

## 5. 研修を受ける資格

次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 国及び地方公共団体等において、動物愛護管理業務を担当している職員で、その経験が概ね3年未満の者。
- (2) 研修受講に支障のない健康状態にある者。
- (3) 所属長の推薦を受けた者。

## 6. 研修生推薦の有無

所属長は、研修生を推薦する場合、別紙様式による被推薦者の「略歴書」、「事例研究」を添えて、**平成31年5月22日（水）**までに必着するよう環境調査研修所所長あて文書により通知すること。

なお、研修生を推薦しない場合においても、前記の推薦期限までにその旨を文書（研修担当者からの事務連絡もしくは公用メールによる連絡でも可）にて通知すること。

## 7. 行政事例の作成

被推薦者に「事例研究における行政事例の作成について」に基づき行政事例を必ず作成させたい。推薦書に添えて送付すること。

## 8. 研修生の決定

環境調査研修所所長は、6の推薦に基づいて研修生を決定の上、推薦者にその旨を通知する。

## 9. 修了証書の交付

環境調査研修所所長は、所定の課程（原則として1割以上欠課した者を除く。）を受講した者に対して修了証書を交付する。

なお、受講の状態については、研修終了後所属長に通知する。

## 10. 経費

次の経費は所属長の負担とする。

(1) 往復に必要な旅費

ただし、環境省の職員については、環境調査研修所から支給する。

(2) 滞在費

ただし、国家公務員（独立行政法人職員を除く。）については日額旅費を環境調査研修所から支給する。

<平成31年度動物愛護管理研修／教科内容>

教科目	時間
<b>I 動物愛護管理行政を巡る課題と基本的な考え方を理解する。</b>	
1. 動物愛護管理行政の現状と課題（関連法等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1. 5
動物愛護管理の意義や法制度、課題や展望について知見を得る。	
2. 諸外国の動物愛護管理制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1. 5
日本人と西欧人の文化の違いを背景とした動物愛護管理制度の相違点などを通して、我が国の制度の問題点について考える。	
3. 動物愛護管理に係る争訟事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1. 5
具体的な裁判事例を通して、問題の本質への理解を深めるとともに、課題解決の方向性について考える。	
4. 国民のペットに対する要望（消費者からの要望・苦情等）・・・・・・・・・・	1. 5
消費生活相談事例を通して、ペット関連産業にまつわるトラブルの現状と課題を理解する。	
5. ペット小売業界の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1. 5
ペット流通の仕組みや問題点、業界の取組等に関する知識を得る。	
<b>II ペット問題に関する様々な取組を知る。</b>	
6. シェルターメディスン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1. 5
動物保護管理施設（シェルター）では多数の動物を同時に収容するため、犬や猫の群管理に基づく手法が必要となる。科学的な根拠のもとにシェルター内の動物の健康、福祉の向上を目指す獣医療がシェルターメディスンであり、処分の軽減、地域の余剰動物の軽減、地域への安全な動物の提供を目的とする。	
7. 動物の譲渡の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1. 5
ペットの譲渡事業の意義や基本的な考え方、ポイント、行政の関わり方について理解を深める。	
8. 犬猫のしつけと飼養管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3. 0
飼養者への適正指導に資するしつけについて、その意義や基本的な考え方、ポイントを理解する。	
9. 災害対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3. 0
大規模災害発生時におけるペット（危険動物を含む。）の管理や救護の事例を通して、行政が担うべき役割について考える。	
<b>III 知識の定着と問題解決能力の向上を図る。</b>	
10. 事例研究、事例発表、グループ内分担割・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2. 0
各自治体が平常時に抱えている動物愛護管理上の問題事例から、典型的な事例を発表してもらい、問題点や解決を模索するうえでの考え方を共有する。	
11. グループ演習（災害時対応シミュレーション）・・・・・・・・・・・・・・・・	4. 5
各自治体において対策を検討する必要がある「人とペットの災害対策」について、研修生の間で討議を行い問題解決の方向を探ることを通じて、相互の啓発・交流を図り、今後の業務遂行に資する。加えて、災害時には平常時の問題が顕在化することを実感する。	
12. その他（開・閉講式、オリエンテーション）・・・・・・・・・・・・・・・・	1. 0
合計	24.0 時間

(注)

- 教科内容は、都合により一部変更になることがあります。
- 開講式は10時00分より行いますので、9時30分までに入所してください。
- 閉講式は15時45分に終了する予定ですが、講義時間の延長等により若干遅れる場合があります。
- 帰路の航空機や列車の時間等により、最終日の講義や閉講式等を欠席することは認めません。

\*次の情報を環境調査研修所ホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

(URL <http://www.neti.env.go.jp>)

- 「研修ガイドブック」(研修受講に当たっての留意事項に関する情報を掲載しております。)
- 「実施要綱」、「略歴書」及び「行政事例」様式